労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年２月26日
厚生労働省
雇用環境・均等局雇用機会均等課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について、令和７年12月11日（木）から令和８年１月９日（金）まで御意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約及び集約をしております。また、本省令案のパブリック・コメントの対象となる事項についてのみ御意見として掲載し、考え方をお示しさせていただきます。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

寄せられた御意見の概要	御意見等に対する考え方
本省令案の方向性に賛同する。 ただし、公共職業訓練には、実習、職場体験、企業現場での訓練が含まれる場合があり、これらは実態として採用に資する活動と連続しており、ハラスメントリスクも現に存在する。省令上の「求職者等」の解釈として、公共職業訓練の実習参加者や職場実践型訓練の参加者が保護対象となること、また受入側企業が相談対応体制を整備すべきことを明確にすることが、制度の整合性として合理的。求職者保護の実効性を高めるために、この点を省令の解釈指針、運用通知、関連施策の整備として併せて検討いただきたい。	本案への賛成意見として承ります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法は、理念法から「構造変革を実装する実体法」へ進化すべき段階にある。企業の自律に委ねる政策から国家としての明確なルール形成へと舵を切るべき。	法律に関する御意見は本パブリック・コメントの対象外となりますが、女性活躍推進法等に基づく事業主の実情に応じた取組が実効性のあるものとなるよう、取組の支援等を行ってまいります。
以前から学生に対するセクハラ行為など問題となっていたので、法的に対応を取るのは必要。ぜひ有効的な施策となるように細部を詰めてほしい。	本案への賛成意見として承ります。施行に向けて、事業主への周知等を進めてまいります。